\bigcirc

毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

(1) ~ (26)	げるものを除く。 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲三十一 (略) 三十の六 三塩化チタン及ひこれを含有する製剤	五(略) 、ただし、毒物であるものを除く。 (略) の八(略)	一~六の三 (略)
(1) (26) (26)	げるものを除く。 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲三十一 (略)	一〜三十の五 (略) に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 にりの丸 (略) 一〜三十一 (略)	六の四 三塩化チタン及びこれを含有する製剤 一〜六の三 (略) の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 (毒物) 現 行

	2 (町)
ナ	(各) (野)
	へき サンーー
八十六〜九十一の二 (略)	十一の二
	八十五の九 二ーtーブチルー五ーメチルフエノール及びこれを含有
七十三~八十五の八 (略)	七十三~八十五の八 (略)
	を含有する製剤
三十三~七十二 (略)	七十二の二 三・六・九ートリアザウンデカンーー・ーージアミン 三十三〜七十二 (略)
<u>.</u>	
(142) (144) (略)	(146) (148) (18 (略)
	含有する製剤
	フエニル)プロパノアート(別名シフルメトフエン)及びこれを
	ル)-二-シアノ-三-オキソ-三-(二-トリフルオロメチル
	(145) <u>ニーメトキシエチル=(RS)-ニー(四-t-ブチルフエニ</u>
(81) (141) (略)) (84) (144) (B)
	ル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤(83) 二・六ージフルオロー四ー(五ープロピルピリミジンーニーイ
(35) (80) (略)	(37) (82) 略
	ゾアート及びこれを含有する製剤 (36) 四-シアノー三・五-ジフルオロフエニル=四-ペンチルベン
(27) (34) (略)	(28) (35) (略)